

京都市上下水道局告示第23号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和元年8月28日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 指定下水道工事業者

- (1) 京都府亀岡市篠町篠柰殿林21番地
有限会社西崎設備
代表取締役 西崎 吉文
- (2) 京都府久世郡久御山町森村東236番地1
株式会社祐
代表取締役 松村 祐介
- (3) 京都市伏見区日野田中町3
株式会社大章設備工業
代表取締役 神谷 章弘

2 指定期間

令和元年8月28日から令和6年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)